

改正

平成 9 年 3 月 4 日羽市市発第11259号

令和 4 年 3 月31日羽市地発第19071号

羽村市内広聴施設運営費等助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽村市以外の者が設置する羽村市内の広聴施設のうち、地域住民のコミュニティの振興に寄与する広聴施設（次条に規定する施設をいう。以下同じ。）について、当該広聴施設の管理者（以下「管理者」という。）に対し、当該広聴施設の維持管理に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 助成金の交付対象となる施設は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 助成金の交付額は、次に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、毎年度予算の範囲内において算定する。

- (1) 均等割 広聴施設の数に応じて算定する額
- (2) 面積割 広聴施設の面積に応じて算定する額
- (3) 施設費（土地分） 広聴施設の地代相当額（地代を支払っている場合に限る。）に応じて算定する額

2 前項各号に掲げる額の算定方法は、羽村市長（以下「市長」という。）が別に定める。

3 年度途中で新規、又は廃止対象となる広聴施設については、交付額の月割計算をして、その実施月を基準にした管理期間に相当する額を交付する。

(交付の内定及び通知)

第 4 条 市長は、前条の規定により助成金の交付額を内定するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付額を内定したときは、速やかにその旨を管理者に通知するものとする。

(使途の範囲)

第 5 条 助成金は、広聴施設の維持管理に要する経費に使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

(交付の申請)

第6条 管理者は、第3条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要とする書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、関係書類を審査のうえ、助成金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付を決定したときは、速やかにその旨を管理者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた管理者は、助成金交付請求書を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき助成金の交付を行うものとする。

(実績報告書)

第9条 助成金の交付を受けた管理者は、当該会計年度終了後1月以内に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要とする書類

(調査等)

第10条 市長は、前条により提出された報告書等について、さらに必要があると認めたときは、職員をして関係書類、その他必要な事項を調査させることができる。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年羽市市発第11259号）

この要綱は、平成 8 年10月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 3 月31日羽市地発第19071号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

施設名	所在地	面積（㎡）
羽村団地集会所	羽村市富士見平 2－9	211.20
旭ヶ丘集会所	〃 羽東 1－31	74.96
神明台住宅集会所	〃 神明台 2－5－33	48.60
都営神明台集会所	〃 神明台 3－23	70.82

備考 この表に掲げる広聴施設は、助成金を交付する日の属する年度の 4 月 1 日における広聴施設とする。